

教育費は必要経費ではないのか

家計における教育費の負担は、極めて重くなっている。この教育費の税制上の取り扱いについて、税制改正にあたり、思い切った是正の措置をとって頂きたい。

1. 家計における教育費は、一切必要経費とは認められていないが、これは、企業における教育費と比べても、また、家計における医療費と比べても、甚だしく公平を欠いていると考える。

2. 企業における職員の教育訓練費は、全部必要経費として落とすことが認められている。それは収入を得るために必要と考えられているからであろう。将来の収入を得るための教育訓練費を総て含めてである。

それに対して、家計の場合には、全く必要経費として認められないのは何故であろうか。子供の教育費は本人の必要経費ではないとでもいうのであろうか。

3. それなら、家計を同じくする者の医療費を必要経費として算入できるのは、どのような理由によるのであろうか。家族の健康を回復することと同様に、いや、それ以上に、家族の能力を保持し、それを高める教育は、家族にとっても、また、国家、社会にとっても大切なことではないであろうか。

4. 医療費については、社会保険制度による保証があり、社会保険に対する負担金については、個人のものについても、使用者のものについても、必要経費としての算入が認められている。何故、教育費については、このことがないのであろうか。

5. 教育費について受益者負担の発想が強調されており、授業料の値上げが示唆されている。その結果は、国庫の負担が軽減されるばかりで、家計の負担がいよいよ重くなるというのでは、国民の理解は得られないであろう。教育は、国家社会の発展と安全保障の基盤を培うものである。そこに投入される経費は、国の経費も企業の経費も、そしてまた、個人の経費も、収入を挙げるための最も基本的な必要経費と考えるべきではないであろうか。